

教安第1189号

令和3年2月3日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言期間中の感染防止対策の徹底については、令和3年1月6日付けで既に通知しているところです。

令和3年2月2日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長、実施すべき区域を千葉県を含む10都府県とするとともに基本的対処方針を示しました。

これを受け、同日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の緊急事態措置等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

各学校においては、同期間が延長となった趣旨を踏まえるとともに、先の通知に基づき、引き続き校内における感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じる場合もあることを申し添えます。

担当

教育庁教育振興部学校安全保健課 保健班

TEL：043-223-4092 FAX：043-225-8419